

平成 26 年 2 月定例会 追加提出議案の概要（総務局）

件 名	概 要
職員退職手当条例の一部改正について	<p>現行の本市の退職手当制度においては、市長が特に必要と認めて国の職員を本市に招へいする場合に、国の職員としての期間を通算する規定がないため、本市職員としての退職手当の算定の基礎となる勤続期間にその期間を通算することができるようにすることを目的とする。</p> <p>(1) 概 要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続期間の通算 <p>国の職員が国を退職した後、引き続き本市の職員となった場合（市長が特に必要と認める場合に限る）について、国の在職期間を、本市退職手当の算定の基礎となる期間に通算できることとするもの。</p> <p>※「市長が特に必要と認める場合」とは、事業上の必要があって国の職員を招へいする場合を予定</p> ・退職手当の不支給 <p>上記に該当した職員が、本市退職後引き続き国の職員となった場合について、退職手当を支給しないこととすることができることとするもの。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>公布の日から施行</p>

3/7

平成 26 年 2 月定例会 追加提出議案の概要 (健康福祉局)

件 名	概 要
名古屋市国民健康保険条例の一部改正について	<p>国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額を改める。</p> <p>(1) 概 要</p> <p>保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を次のように改める。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 後期高齢者支援金等賦課限度額 : 14 万円→16 万円・ 介護納付金賦課限度額 : 12 万円→14 万円 <p>(2) 施行期日</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日</p>